

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。また、いじめに関するアンケートの結果を公表します。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。（いじめ防止対策推進法より）

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

(5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

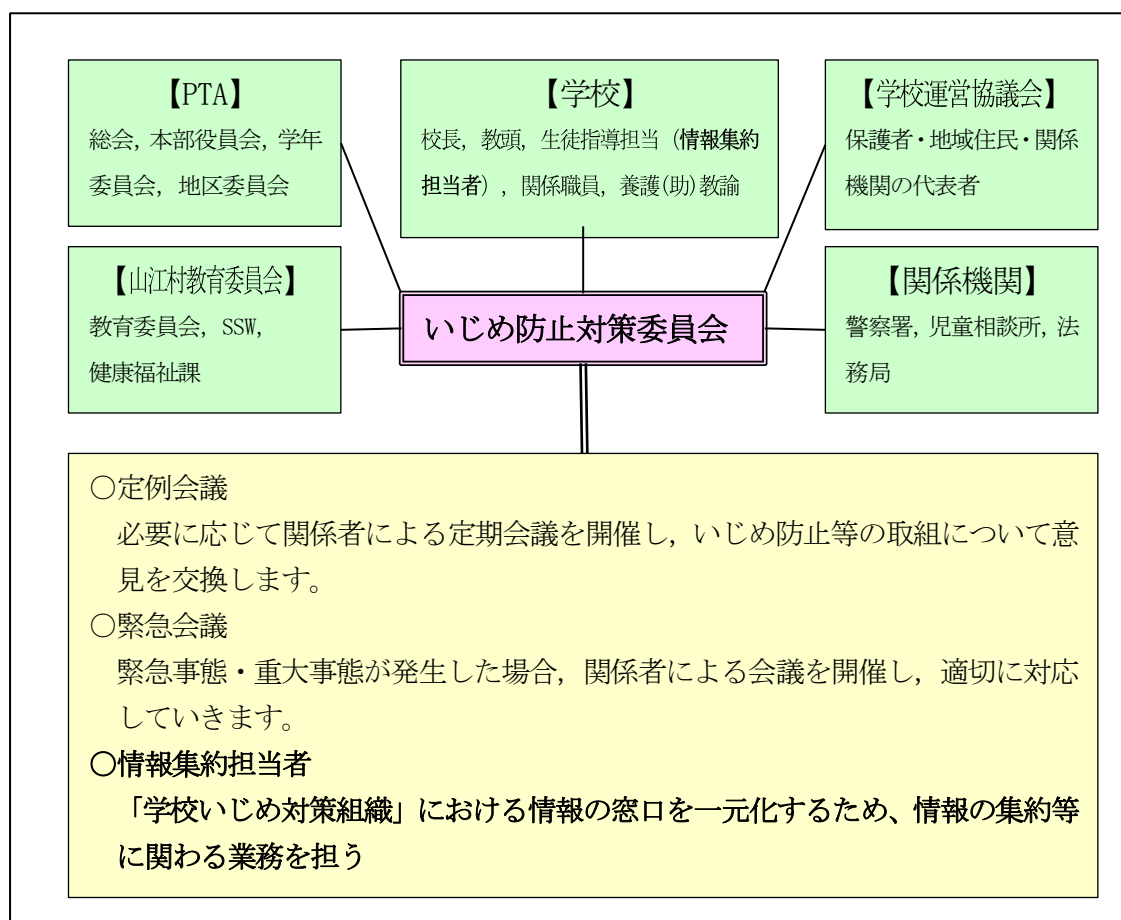
- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

①関係者組織

学校いじめ防止基本方針について意見を交換し改善をすすめるとともに、緊急事態・重大事態に適切に対応するために次の「いじめ防止対策委員会」を設置します。



②校内組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

【生徒指導・いじめ・不登校防止対策委員会】

○構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当（情報集約担当），養護教諭（養護助教諭），関係教職員，（SSW）

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

○活動

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案への対応に関すること。
- ④ いじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤ 学校いじめ基本方針の推進状況の確認，計画の見直し。

○開催

原則二月に1回を定例会とし，必要に応じて開催します。また，いじめ事案発生時は緊急開催します。

3 いじめの未然防止

（1）学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。授業においては，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童の基礎・基本的な学力の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感や自尊感情を育んでいくように努めます。

道徳の時間には，命の大切さについての指導を行います。また，「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように，教育活動全体を通して指導します。また，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し，自己有用感を高めます。
- ②道徳の時間，命を大切に作る月間，人権週間（各学期に1回），いじめゼロ宣言等を計画的に指導します。
- ③児童会活動の充実，あいさつ運動，ボランティア活動の推進を図り，児童の自主的・自発的な活動を支援します。
- ④学校全体で暴力や暴言，呼び捨てを排除します。
- ⑤いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について，児童・保護者に啓発します。

（2）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，情報モラルに関する指導や啓発活動や等を行います。

○児童への情報モラルに関する指導

- ・情報教育全体計画・年間指導計画に沿って、学年に応じた指導を行います。
- ・情報機器の活用の仕方や情報モラルに関する講座を開催します。（４年以上）

○保護者を対象とした情報モラルに関する啓発

- ・携帯電話等所持状況調査を実施し、児童の情報機器環境を把握します。
- ・携帯電話や情報モラル等に関して積極的に家庭にお知らせします。
- ・家庭におけるインターネットや携帯電話の使用について研修会を開催します。

4 いじめの早期発見

（１）いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

①いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。**情報集約担当者は、調査結果を集約・分析して記録に残し、いじめに関する情報が全職員で共有できるようにします。**

※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けます。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

※アンケート結果については保護者に公開をします。

（１）児童対象いじめアンケート調査月１回（８月を除く）

（２）保護者対象いじめアンケート調査（いじめチェックシート配付）年１回（７月）

（３）教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年３回（６・１１・２月）

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

（１）ＳＳＷ（スクール・ソーシャル・ワーカー）の活用

（２）いじめ相談窓口の設置

- ・児童の悩み相談ポストの常設（保健室前）
- ・児童の教育相談窓口（教頭、養護（助）教諭，担任）
- ・保護者の教育相談窓口（教頭，生徒指導担当，担任）

（３）球磨教育事務所のスクール・カウンセラーの活用

③ いじめの早期発見

（１）毎朝の健康観察で、児童の心身の状況について把握するようにします。

（２）連絡帳などを通じて保護者と連携を図り、児童の状況を把握します。

（３）昼休みなど授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。

（４）いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

⑤ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

教頭、生徒指導担当（情報集約担当者）、養護(助)教諭、教務主任

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口

①山江村教育委員会（SSW）（電話 23-3604）

②球磨教育事務所（いじめ・不登校アドバイザー）（電話 22-1155）

③法務局（子どもの人権110番）（電話 0120-007-110）

④熊本県（子どもいじめ相談電話）（電話 0570-078310）

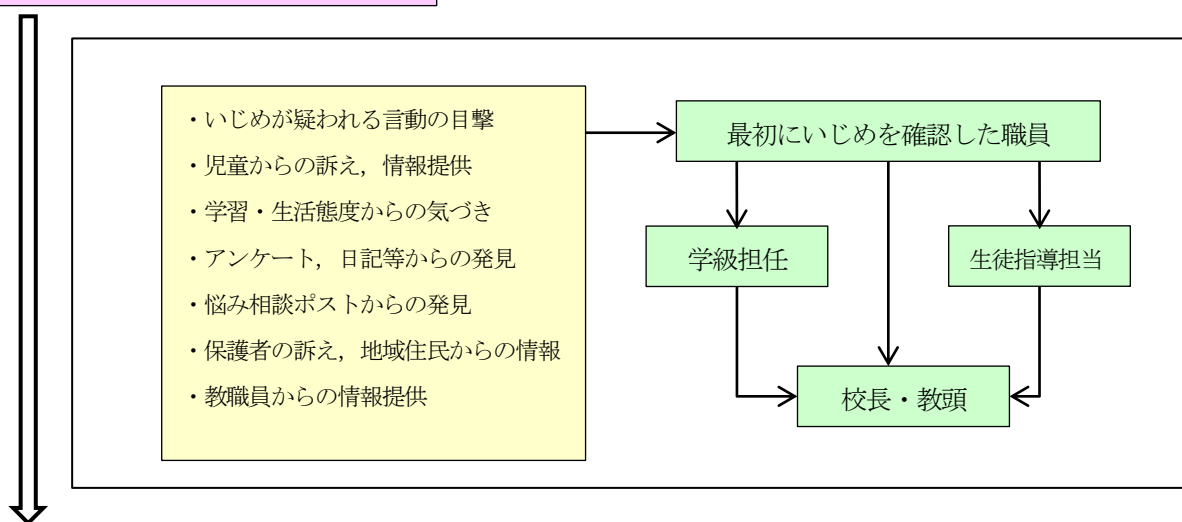
⑤文部科学省（24時間子供SOSダイヤル）（電話 0120-0-78310）

6 いじめを認知した場合の対応

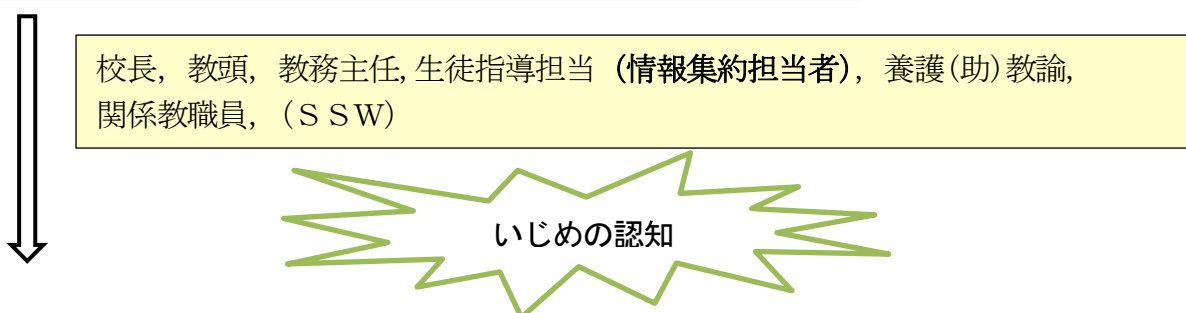
いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(1) 発見から組織的対応の進め方

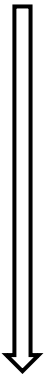
1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成（いじめ防止等対策委員会の招集）



3 対応方針の決定、役割分担

- 
- (1) 情報の確認、整理
 - (2) 対応方針の協議、決定
 - ・緊急度、重大度の確認、「自殺」「暴力行為」等の危険度の確認
 - (3) 役割分担
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童からの事情聴取の担当
 - ・児童への支援・指導の担当
 - ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

4 事実確認とその留意事項

- 
- ・状況を把握する。(いつ、どこで、誰が・誰に、何を、どのように・どのくらい)
 - ・聴取は、被害児童、周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
 - ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者の秘密を厳守する。
 - ・正確に事実を確認するために、指導と混同しないように努める。
 - ・いじめの加害者が、被害者や情報提供者に圧力をかけることを防ぐ。
 - ・いじめの関係者間に争いを生じさせないよう配慮する。
 - ・いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を行う。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への対応

- (1) いじめ被害児童の対応（支援）
 - ・児童が話しやすい教師が対応していくこと。(担任等)
 - ・原因や理由にかかわらず、いじめられた児童の側に立つこと。
 - ・学校は、いじめを絶対に許さない立場であることを伝えること。
 - ・児童のよさを認めながら、励ましていくこと。
 - ・いじめる側の児童との今後の関わり方等を具体的に指導すること。
 - ・定期的に面談を行う等しながら、不安や悩みの解消に努めること。
 - ・友だちや学級集団等との関わりについて支援を行うこと。

- (2) いじめ加害児童の対応（指導）
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については毅然と指導すること。
 - ・自分の言動を振り返らせ、これからの生活の仕方や接し方を考えさせること。
 - ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせること。
 - ・いじめは決して許されないこと、責任転嫁は許されないことを理解させること。
 - ・定期的な面談や交流等を行いながら、児童の成長を確認すること。
 - ・授業や学級の生活においてよさを認めながら、成長への意欲を高めていくこと。

(3) 周囲の児童，学級の児童への対応（指導）

- ・いじめは絶対に許されないこと，見過ごしてはならないものであるという姿勢を示すこと。
- ・いじめの事実を伝えることは，人権と命を守るために大切であることを伝える。
- ・いじめをはやし立てていた者や傍観者も，関係者であることを自覚させる。
- ・被害者の立場に立って，観衆や傍観者の態度を考えさせること。
- ・いじめ発生の誘因となった友人関係や学級集団等の問題点（言葉遣いや行動規範）を振り返らせること。
- ・これからの個人の行動の仕方，集団づくりについて指導すること。

(2) 保護者との連携，関係機関との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で，速やかに家庭訪問を行い，学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・徹底して子どもを守り支援していくことを伝え，対応の方針を具体的に示します。
- ・対応の経過をこまめに伝えるとともに，子どもの様子等について情報提供を受けます。
- ・子どもの心のケアに保護者とともに取り組んでいきます。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後，直ちに家庭訪問を行い，事実，経過を伝えるとともに，その場で子どもに事実の確認を行います。
- ・いじめの被害児童の状況を伝え，事態の深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え，保護者とともに子どもの成長を指導していきます。
- ・子どもへの対応について，保護者への助言を行います。

③関係機関との連携

○教育委員会，村内小中学校との連携

○警察など関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，所轄警察署等と連携して対処します。

7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童，保護者への適切な情報提供を行います。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自傷行為、自殺を企図した場合）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒ 担任⇒ 生徒指導担当⇒ 教頭⇒ 校長
- ② 校長⇒ 教育委員会学校教育係
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の招集（校内組織、関係者組織）
- ②教育委員会学校教育係への報告と連携
- ③事実確認
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取 被害児童、周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
- ④警察への通報など関係機関との連携
- ⑤被害児童の保護者との連携

9 公表・点検・評価

- ①ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ②年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- ③年度ごとにいじめ問題への取り組みを、保護者、児童、職員で評価します。
- ④年度ごとにいじめ問題への取り組みを、関係者会議で評価します。
- ⑤いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

令和8年度 いじめ防止・発見に向けた取組

山田小学校

	いじめ防止の取組		いじめ発見の取組	校内組織	保護者・関係者組織
4	生徒指導の視点に立った授業（通年） 朝のボランティア	命を大切にする心を育むプログラム（通年）	職員会議(方針の確認)	いじめ防止等対策委員会 PTA総会（方針の確認）	
5	たてわり活動				
6	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	家庭のインターネット環境に関するアンケート アンケート・面談	いじめ防止等対策委員会	
7	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	アンケート		いじめ チェックシート 学校運営協議会（方針の確認）
8				職員会議(方針の中間評価)	
9	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	アンケート	いじめ防止等対策委員会	
10	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	アンケート		
11	たてわり活動	ハートタイム	アンケート・面談	いじめ防止等対策委員会	
12	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	熊本県心のアンケート		
1	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	アンケート 学校評価	いじめ防止等対策委員会 学校評価	学校評価
2	たてわり活動	たてわり班遊び ハートタイム	アンケート・面談		学校運営協議会（方針の評価）
3	たてわり活動			職員会議(方針の評価、総括)	